

◆美保湾水域における特定事業場の排水基準

平成27年10月

対象物質・項目	①下水道法等		②水質汚濁防止法等
	公共下水道使用	自社処理	
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	
	2 シアン化合物	1 mg/L以下	
	3 有機りん化合物	1 mg/L以下	
	4 鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	5 六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	
	6 ひ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	7 水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	
	10 トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	11 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	12 ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	
	13 四塩化炭素	0.02 mg/L以下	
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
	15 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	
	19 1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下	
	20 チラウム	0.06 mg/L以下	
	21 シマジン	0.03 mg/L以下	
	22 チオベンカルバ	0.2 mg/L以下	
	23 ベンゼン	0.1 mg/L以下	
	24 セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	25 ほう素及びその化合物	230 mg/L以下	
	26 ふつ素及びその化合物	15 mg/L以下	
	27 アンモニア性・亜硝酸性等窒素含有量	—	100mg/L以下
	28 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	
	29 ダイオキシン類	10 pg/L以下	
生活環境項目	30 フェノール類	5 mg/L以下	
	31 銅及びその化合物	3 mg/L以下	
	32 亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	
	33 鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	
	34 マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	
	35 クロム及びその化合物	2 mg/L以下	
	36 大腸菌群数	—	3000個/cm ³ 以下
	37 水素イオン濃度(pH)	5を超える未満	5以上9以下
	38 生物化学的酸素要求量(BOD)	1000mg/L未満	—
	39 化学的酸素要求量(COD)	—	160(120)mg/L以下
	40 浮遊物質量(SS)	600mg/L未満	200(150)mg/L以下
	41 ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L以下
		動植物油脂類	30 mg/L以下
	42 窒素含有量		—
	43 りん含有量		—
	44 温度	45度未満	—
	45 よう素消費量	220mg/L未満	—

※「—」は、排水基準を定めていません。()内は日間平均の基準です。

①の27,37~45は、市条例による基準です。(その他は下水道法施行令による)

②の36~43は県条例による基準で、日平均排水量25m³以上が対象です。その他は環境省令等による基準で、30~35は日平均排水量50m³以上が対象です。